

## 福岡県久留米市教育委員会

幼児児童生徒人口／総人口	34,553人/302,523人
医療的ケアを必要とする児童数	2人
医療的ケア看護職員数	2人

## 本事業の構想

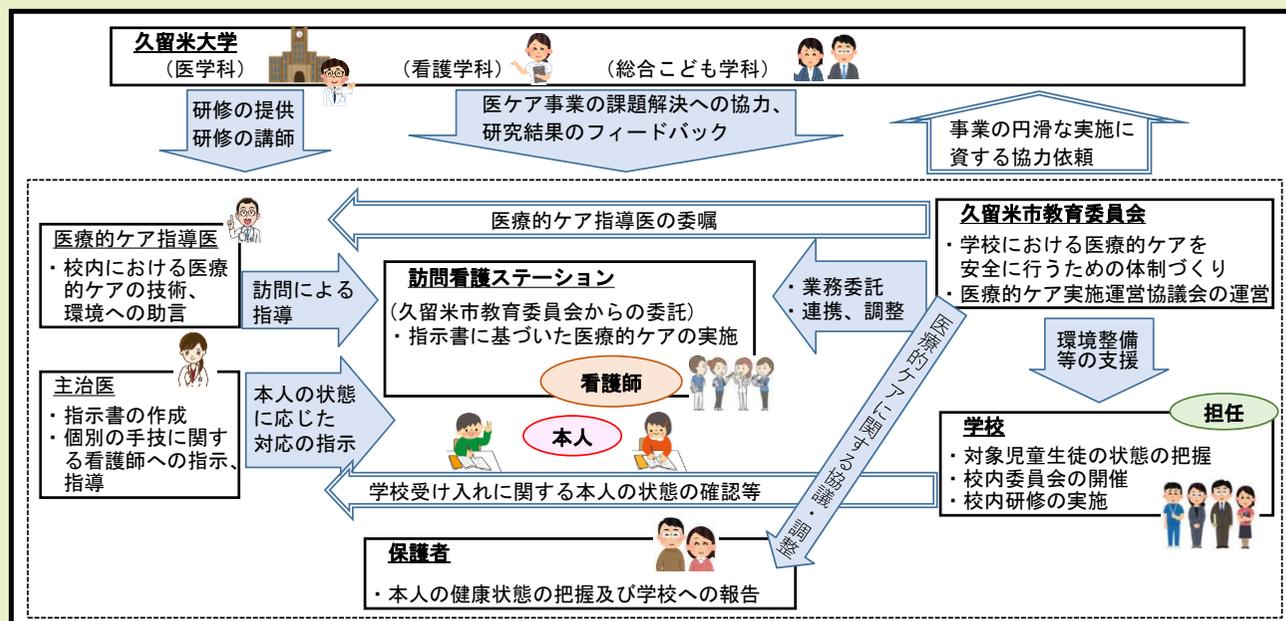
本市では、小中学校における医療的ケアの実施事例が少なく、医療的ケア児を受入れる学校や学校で医療的ケアを実施する看護師の不安感・緊張感が大きい。そのため、訪問看護事業所に業務委託し、学校に看護師を配置するとともに、大学医学部等の地域の医療資源と密接に連携する体制について検討し、安全安心な医療的ケアの実施体制を構築する。また、学校における医療的ケアについて関係者等に広く周知するなど、看護師の確保につなげる取組を行う。

## 取組の概要

R4(1年目)	
課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>教職員に学校における医療的ケアの知識がなく、安全安心な校内体制の構築に課題がある。</li> <li>医師が不在の環境で看護師が一人で医療的ケアを行うため、看護師の不安や孤立感がある。</li> </ul>
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の医療資源(大学病院や医師会)と連携し、職員研修や緊急時対応シミュレーションの実施を行い、医療的ケア実施に向けた安全安心な学校体制を構築する。</li> <li>主治医や医療的ケア指導医との連携を密に取り、学校と学校配置看護師が安心して医療的ケアを実施できる連携体制を構築する。</li> </ul>
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療的ケア実施運営協議会を設置し、医療的ケアの安全安心な実施体制についての課題を検討する。</li> <li>久留米大学医学部(医学科・看護学科)と連携し、医療的ケアについて学ぶ職員研修や実施環境の確認、緊急時対応シミュレーションを行う。</li> <li>学校配置看護師に公用携帯を支給し、校外学習時や運動場等での緊急時における学校との連絡や、判断に迷う場面における主治医や医療的ケア指導医との連絡が取りやすい環境を整える。</li> <li>学校における医療的ケアについて周知するパンフレットを作成し、保護者や教職員、看護師や医療関係者に配布する。</li> </ul>
成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療的ケア実施運営協議会を開催することで学校での医療的ケア実施の状況や課題について、多様な立場の委員による協議を行い、より安全な体制構築について検討することができている。</li> <li>入学前の時期に職員研修や実施環境の確認を行ったことで、職員の受入れに対する不安をやわらげることができた。</li> <li>緊急時対応シミュレーションを実施したことで、緊急時の動きを教職員全員が確認することができた。</li> <li>学校配置看護師と主治医や医療的ケア指導医が連絡を取れる体制を整えたことで、本人の体調に応じた対応を細やかに行うことができている。</li> </ul>

## 医療的ケアの実施体制等

- ✓ 久留米大学医学部と連携し、教職員研修や実施環境の確認、緊急時対応シミュレーションを実施
- ✓ 訪問看護事業所へ業務委託を行い本人の体調に応じた個別的な医療的ケアに対応できる体制構築



## 医療的ケア運営協議会

### 構成員

- 大学教授
- 弁護士
- 医師（医師会、大学病院）
- 看護師
- 医療的ケアコーディネーター
- 保護者代表
- 小・中・特別支援学校長
- 教育部
- 子ども未来部
- 健康福祉部

### 協議内容

- 開催頻度：年4回
- 市立学校における医療的ケアの安全安心な実施体制についての課題を検討

## 医療的ケア看護職員の雇用・配置方法

### 訪問看護事業所からの看護師を派遣

#### (小学校)

- 児童が在籍する8時間(8時～16時)を委託
- 曜日によって2事業所に委託(1日と4日)
- 複数人でシフトを組み、看護師が常時1名以上対応できる体制の確保

#### (中学校)

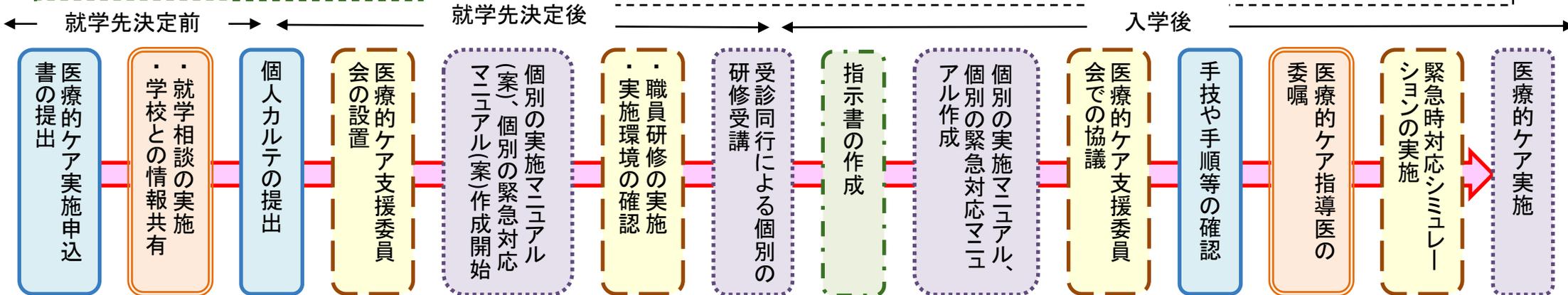
- 在籍中学校に登校できるよう、在籍する9時間(8時～17時)を委託(週1日)
- 市立久留米特別支援学校に看護師を配置している訪問看護支援事業所に委託(週4日)
- 複数人でシフトを組み、看護師が常時1名以上対応できる体制の確保

## 学校等における医療的ケアの実施に関する関係者の役割

教育委員会	医療的ケア実施規程、実施要綱の策定 看護師の確保、医療的ケア実施運営協議会の設置 久留米大学との連携締結、学校職員研修実施に向けた調整
学校	医療的ケア支援委員会の設置、医療的ケアへの理解や緊急時対応のための職員研修、安全な実施環境の整備
学校配置看護師(訪問看護事業所看護師)	医療的ケアの実施 器具や備品の管理 記録作成
主治医	指示書の作成 通常とは異なる対応への助言
医療的ケア指導医	訪問による指導(対象児童生徒の参観、看護師への指導助言、学校生活や医療的ケア実施の環境についての助言等)
保護者	本人の健康状態の把握及び学校への報告
久留米大学	学校職員に対する研修の実施 緊急時対応シミュレーションへの指導助言

## 医療的ケア児の受入れまでの主な流れ

凡例  : 主治医  : 保護者  : 看護師  : 学校  : 教育委員会



医療的ケア実施運営協議会の開催〔教育委員会や学校の体制についての報告、協議〕(年4回開催:7月、10月、12月、2月)

### トピック 地域の大学医学部との連携

- 久留米市と久留米大学との包括協定に基づき締結した久留米大学医学部(医学科・看護学科)との連携による、安全安心な医療的ケア実施ができるための校内体制の構築  
⇒医療的ケアについて学ぶ職員研修や実施環境の確認、緊急時対応シミュレーションの実施

### 医療的ケアの実際

(小学校)	(中学校)
<b>【医療的ケアの内容・回数】</b> ・人工呼吸器による呼吸管理 …座学での学習時、給食時 ・吸引(カニューレ内部) …1日に3~4回程度	<b>【医療的ケアの内容・回数】</b> ・人工呼吸器による呼吸管理(常時) ・酸素投与(常時) ・吸引(カニューレ内部) …1時間に1回程度
(共通)	
<b>【実施場所】</b>	教室
<b>【保護者との連絡】</b>	連絡帳及び実施記録の共有
<b>【緊急時対応】</b>	大学病院への搬送、消防との情報共有

※複数の事業所に業務委託しているため、引継ぎは毎日の実施記録の確認で行うとともに、校内で行われる医療的ケア支援委員会において行っている。

### 成果・次年度の取組

#### (成果)

- ・医療的ケア実施運営協議会を定期的に開催し、多様な立場の意見をもとにした協議を行うことができています。
- ・久留米大学医学部との連携により入学前の職員研修等を実施したことで職員の理解や安全な校内体制の構築を進めることができた。
- ・訪問看護事業所への業務委託により看護師を学校に配置したことで、保護者の付き添いなく医療的ケアを学校で対応することができています。
- ・学校配置看護師と主治医や医療的ケア指導医が連携を取り、本人の体調に応じた対応を行うことができています。

#### (次年度の取組)

- ・久留米大学医学部との連携による年度初めの職員研修の実施
- ・訪問看護支援事業所へ週5日間の業務委託による学校への看護師の配置
- ・在籍中学校への週5日登校の実現及び中学校における活動の幅の拡充
- ・学校における医療的ケアの在り方についての理解を深める講演会の実施
- ・医療的ケア実施校の安全な実施体制の充実